

資料

平成21年4月3日

金融庁

業態別、中央機関のあり方について

1. 業態別のあり方

(1) 信用金庫と地域信用組合のあり方

(ア) 計数などから見た課題

- ・ 地域銀行と信用金庫の関係
- ・ 地域信用組合の位置付け及び今日的意義 等

(イ) 今後のあり方

- ・ 地域銀行と信用金庫・信用組合の役割・分業（新規業務を認める場合の考え方等）
- ・ 地域信用組合のあり方（信金、JA、労金、欧州型のいずれの方向を目指すか等）
- ・ 新たな形態の可能性（生活支援等に特化し、協同組織性を発揮しうる金融機関等） 等

(2) 業域信用組合と職域信用組合のあり方

(ア) 計数、組合員の構成などから見た課題

- ・ 今日的意義（組合員は融資を受けにくい立場にあるとは言えないとの批判）
- ・ 職域信用組合と労働金庫の役割・分業 等

(イ) 今後のあり方

- ・ 地域信用組合と同等に扱う必要性（業務範囲、検査・監督）等

2. 中央機関のあり方

(1) 中央機関の役割

(ア) これまで果たしてきた役割に対する評価

- ・ 会員・組合となっている協同組織金融機関（以下「単位組織」という。）間の地域的・季節的資金の需給調整
- ・ 単位組織の余裕資金の集中による効率運用
- ・ 事務集中による単位組織の業務の効率化
- ・ 単位組織の業務の補完
- ・ 支援融資等による単位組織の信用力の維持

(イ) これまでの評価、他の事例（JAバンクシステム、海外の協同組織金融機関制度）を踏まえ検討すべき点、

- ・ 中央機関の位置付け（法令上の目的、役割、権限に係る規定等）
- ・ 中央機関の組織の形態（期待される役割・機能を果たすうえで望ましい組織形態：クレディ・アグリコル S. A.（フランス）等は株式会社形態）
- ・ 単位組織に対する権限のあり方（監督、検査、経営指導等：金融機能強化法では経営指導権限を付与）
- ・ 相互支援のしくみ（厳格な区分経理を伴う基金制度、クロスギャランティー） 等

(ウ) 今後、期待される役割・機能、及びその役割・機能を果たしていく上での課題

- ・ 単位組織に対する関与（位置付けの明確化、経営指導権限の付与等）
- ・ 単位組織に対するサポート（中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用、投資ファンド組成、コンサルティング 等）
- ・ 単位組織の自己責任、モラルハザードの問題 等

(2) 相互支援

○現行の相互支援に対する評価及び今後のあり方

- ・ 資本増強制度、相互援助資金制度等の問題点（制度の持続可能性）
- ・ 金融機能強化法との関係（既存の相互支援制度を前提としつつ、国が中央機関に予め資本参加する制度を時限的に措置）
- ・ 金融機能強化法後のあり方 等

現状（地域における地銀との関係）

